

事業評価シート

担当課・室長：環境経済課長

事業名	経済的手法の導入
上位施策名	環境と経済の統合に向けた取組
1 事業の概要	<p>経済的手法は、市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与えることにより環境保全を図る有効な手法である。</p> <p>しかし、その導入に向けては、環境保全上の効果の有無、国民経済に与える影響、環境政策上の位置づけの明確化などについて検討が課題として残されている。また、環境基本計画においても、その適切な活用について検討することとされている。</p> <p>本事業は、経済的手法について、これらの課題の解決に向けた専門的な検討を行うとともに、導入できる分野から順次導入を進めていくものである。</p>
2 進捗状況	<p>経済的手法の導入について、検討会における専門的な検討が進められており、平成8年から12年にかけて「環境政策における税・課徴金等の経済的手法の活用について」「地球温暖化を念頭に置いた環境税のオプションについて」「環境政策における経済的手法活用検討会報告書」以上3つの報告書が作成されている。（地球温暖化対策、廃棄物対策のそれぞれの分野においても、地球局、廃リ部で個別に検討が進められている。）</p> <p>また、平成13年度税制改正において、環境負荷に応じた自動車税の軽減・重課措置（自動車税のグリーン化）が行われた。</p>
3 評価	<p>経済的手法の導入に関する専門的な検討については、各年度ごとに報告書がとりまとめられている。これらは、学会を始め各方面に大きな影響を与えており、特に、各政党、政府税調、各省庁（経済産業省、国土交通省、農林水産省、総務省のほか、環境省の地球温暖化・廃棄物対策などの個別政策分野）において環境関連税に関する活発な検討の端緒となっている。</p> <p>経済的手法の導入に対しては、新たな政策手法として各方面からの賛否の双方の意見が強く（例えば、環境基本計画のパブリックコメントにおいて、経済的手法に関する意見が多く見られた）、更なる専門的な検討の実施が必要とされている。</p> <p>経済的手法の導入に関してはこれまで様々な検討を行ってきたが、現在のところ、負担を伴うものとしては自動車税のグリーン化が行われたのみであり、諸外国に比べて遅れている。なお、導入に当たっては、本事業による分野横断的な検討のほか、個別分野を担当する部局によるさらに詳細な検討が必要となる。</p> <p>自動車税のグリーン化については、本年度から導入されたものであり、現時点ではその効果等の評価はできないが、自動車メーカーのテレビCMの宣伝材料に用いられるなど、大きくPRされている。</p> <p>また、国際的には、経済的手法の活用として、環境関連税のほか環境に有害な補助金の見直しが挙げられることが多い（例えばOECD閣僚理コミュニケでは、市場機能を活用した政策手法として、環境関連税、排出量取引と並ぶものとして挙げられている）。しかし、わが国では、環境に有害な補助金に関する検討はまったく行われていない。そのため平成14年度には、各種補助金等のグリーン化に関する調査検討を行う予定である。</p>

4 予算事項名	・環境政策における経済的措置推進事務費 ・国、地方の環境施策全体から見た経済的措置の総合的な活用のあり方に関する調査検討費
5 対応副施策等	